

返戻金制度（有料職業紹介事業）

1. 紹介会社が紹介した人材と採用企業が雇用契約を締結した場合において、当該人材の責めに帰すべき事由により、入社日から3か月以内に退職（雇用契約の終了をいう。）に至ったときは、紹介会社は採用企業に対し、下記割合にて算定した紹介手数料の返還を行います。なお、返還期日は退職した日の属する月末締め、翌月末までに返還します。振込手数料は紹介会社が負担します。

・入社日から1か月以内に退職した場合	紹介手数料の30%
・入社日から2か月以内に退職した場合	紹介手数料の20%
・入社日から3か月以内に退職した場合	紹介手数料の10%

2. 当該人材の責めに帰すべき事由によらず、入社日から3か月以内に退職に至った場合（名目は自己都合であるが本人の責に帰さない事由による退職、整理解雇を含む会社都合退職、本人の死亡等を含むが、これらに限らない。）は、返還は行いません。また、当該人材が採用日以前に派遣等の形態で採用企業において職務遂行経験があった場合も、返還は行いません。